

別表4 事務決裁規程の特例

佐渡市事務決裁規程によらず、当面の間以下のとおりとし、  
企画財政部財政課契約検査室補助金等適正化推進係に事前協議すること。

項目	決裁責任者					合議先
	市長	副市長等	部長	課長等	課長補佐等	
1 補助金交付要綱等の 制定又は改廃及びその公表	制定又は 廃止	改正	法令			企部 総、企、財
2 補助金の交付決定又は 額の確定	市長が定める もの	財務規則別表第1に定める専決区分による。				
3 法令外負担金の額又は 負担割合の決定	新規	変更		同条件 (変更無)		企部 総、企、財 (新規及び変更のみ)

備考

- (1) 法令 法令に基づく改正をいう。
- (2) 同条件 負担額又は負担割合の変更を生じないもの。